平成29年9月11日開催

【第23期】

第3回

津奈木町農業委員会議事録

津奈木町農業委員会告示第10号

津奈木町農業委員会総会を次のとおり招集する。

平成29年8月29日

津奈木町農業委員会　会長　岩﨑　幸一

記

1. 期日: 平成29年9月11日（月）　　午前9時30分～
2. 場所: 津奈木町役場2階会議室
3. 議第:議案第9号 農地法第3条の規定による許可申請書について
4. 報告:報告第2号 農地法第3条許可による合意解約について
5. 議第:議案第10号 農用地利用集積計画の承認について
6. その他事項について

津奈木町農業委員会第3回総会議事録

1.開催日時:平成29年9月11日(月)

午前9時30分から 午前11時

2.開催場所:津奈木町役場2階会議室

3.出席委員

農業委員

1番:岩﨑　（会長）　　2番:福山　（副会長）

3番:坂本　（委員）　　4番:澤田　（委員）

5番:山﨑　（委員）　　6番:山口　（委員）

農地利用最適化推進委

新立　（委員）　　堀田　（委員）

西平　（委員）　　篠原　（委員）

4.欠席委員　　なし

5.議事日程

議案第9号　農地法第3条の規定による許可申請書について

報告第2号　農地法第3条許可による合意解約について

議案第10号　農用地利用集積計画の承認について

6.農業委員会事務局職員氏名

事務局長:　倉本　健一

事務局員:村上　修司

7.会議の概要

事務局長	本日の総会につきまして、8 月 29 日付農業委員会告示第 10 号で招集告示を致しましたところ、全員ご出席ですので、農業委員会等関する法律第２１条第３項の規定により本日の総会は成立します。 なお、会議規則第４条の規定により会長が議長となりますので、議事進行については、よろしくお願いいたします。 （　～　挨　拶　～　） ただ今から、第 23 期平成 29 年度第 3 回津奈木町農業委員会総会を開会いたします。 **【日程第１：議事録署名委員の指名】** 日程第１番、議事録署名委員の指名を行います。 本総会の議事録署名委員は、津奈木町農業委員会会議規則第７条第２項の規定により 6 番・山口委員、2 番・福山委員を指名します。 **【日程第２：諸般の報告】** （なし） **【日程第３：議案第 9 号　農地法第３条の規定による許可申請書について】** 次に、日程３に入らせていただきます。 議案第 9 号「農地法第３条の規定による許可申請書について」を議題と致します。事務局、朗読をお願いします。 （事務局朗読） それでは番号 1 について調査委員の説明・報告をお願いします。
岩﨑会長	

5番：山﨑委員	先月の総会において申請人の現地立会いがなかったということで、８月２４日に申請人立会いの下、再度現地調査を行いました。内容等に関しては何ら問題ありませんでした。本人にも今後の作業をどうするのか確認したところ、きちんと行うということでした。申請地の隣が私の畑ですので何かあれば私に相談する旨の連絡も行っておりますので審議の程よろしくお願いします。
岩﨑会長	はい、ありがとうございました。 最適化推進委員から補足で付け加える事があればお願いします。
堀田推進委員	今、山﨑委員から報告がありましたとおり、管理状況等の確認や水の管理等の確認も行っておりますので、許可は適正かと思います。
岩﨑会長	ありがとうございました。それでは質疑に入りたいと思います。ただいま調査委員から説明・報告がありましたが皆さんの方から何かございませんか。
4番：澤田委員	はい。
岩﨑会長	澤田委員
4番：澤田委員	実際に耕作するのは申請者だけですか。
5番：山﨑委員	申請者のほかに息子が行います。
岩﨑会長	ほかにありませんか。 （質問、意見なし） 質疑なしと認めます。それでは採決します。議案第９号番号１について原案のとおり決定することに反対の方は挙手をお願いします。 （全員賛成：異議なし）

	ありがとうございました。全員賛成ですので、議案第 9 号番号１は許可することに決定いたします。 **【日程第 4：報告第 2 号　農地法第３条許可による合意解約について】** 日程 4 番、報告第 2 号「農地法第３条第許可による合意解約について」を議題と致します。事務局、朗読をお願いします。 （事務局朗読） これは報告事項になりますので以上になります。 **【日程第 5：議案第 10 号　農地利用集積計画の承認について】** 日程 5 番、議案第 10 号「農地利用集積計画の承認について」を議題と致します。事務局、朗読をお願いします。 （事務局朗読） ありがとうございました。私が調査委員ですので説明を行いますが、番号１から番号４にかけては関連議案ですのでまとめて説明いたします。 今回〇〇さんが農業者年金を受給するための利用権設定となります。そのため、今まで〇〇さんが借りていた農地を息子さんが引き継いで耕作を行うことになります。耕作についての指導も〇〇さんが行っていくそうですので、なんら問題はないかと思います。 ただいま、説明を行いましたが皆様からなにかありませんか。

４番：澤田委員	はい。
岩﨑会長	澤田委員。
４番：澤田委員	この申請地は農振農用地ですか。
事務局	農振地も農用地両方あります。
岩﨑会長	この件について、ほかにありますか。 （質問・意見等なし） 番号１から４について異議のある方はいますか。 （異議なしの声あり） 異議なしということで番号１から４については原案のとおり決定することにします。 つぎに、番号５についてですがこの案件も私が担当ですので、報告させていただきます。 この案件についても農業者年金移譲年金受給のための利用権設定になります。今回再設定ですので何ら問題はないと思いますので審議の程お願いします。 皆様方からなにかありますか。
５番：山﨑委員	親子でも使用貸借をするのですか。
事務局	移譲年金受給のために後継者への経営移譲が必要になりますのでそのためです。
岩﨑会長	ほかにありますか。 （質問等なし） 採決をとりたいと思います。ただ今番号５について原案のとおり決定することに反対の方は挙手をお願いしま

	す。 （全員賛成） ありがとうございました。全員賛成ですので、議案第１０号番号５については原案のとおり決定いたします。 **【日程第６：その他について】** 次に日程 ６：その他事項に入ります。事務局、説明をお願いします。 ① 10 月総会までの日程について。 ② 九州北部豪雨に対する災害義援金について。 ③ 農業者年金推進部長について。 ④ 冊子の配付について。 以上で本日の議案並びに報告事項はすべて終了しました。この際、その他の件について委員からご発言があれば挙手をお願いいたします。 （暫時、休憩） （ほかに案件なし） よろしいですか。それでは以上をもちまして平成 29 年度第 3 回津奈木町農業委員会総会を閉じます。 【終了時間　11 時】

	この会議録の内容は事実と相違ない事を証明するために、津奈木町農業委員会会議規則第７条第２項の規定によりここに署名する。 議長　：　「　　」 （会長：岩崎　幸一） 署名委員：「　　」 （6番：山口委員） 署名委員：「　　」 （2番：福山委員）